

特別市制度の法制化に反対する意見書

人口減少が急速に進む中、持続可能な地方行政体制の構築は急務であり、現在、国の地方制度調査会において、国・都道府県・市町村の役割分担や大都市地域の行政体制が議論されている。

そうした中、一部の指定都市において、都道府県から実質的に独立し、市内の権限と税財源を一元化する「特別市」の法制化を目指す動きが見られる。指定都市が大都市としての高度な機能を果たし、自主性を高めようとする姿勢自体は理解されるものであるが、同制度の導入は地域分断を招き、地方圏内において一極集中の構図を生み出すおそれがある。

特に財政面において、特別市に税財源が集中すれば、都道府県は財源不足に陥り、都道府県単独の補助金をはじめとする周辺市町村への支援が縮小・廃止される可能性がある。これは結果として行政サービスの水準低下を招き、周辺基礎自治体の行財政運営にも支障をきたしかねない。また、大規模災害時における支援や警察による広域犯罪への対処など、都道府県が担う広域調整機能・補完機能が損なわれれば、地域住民の安心・安全な暮らしに多大な影響を及ぼすことになる。

小規模な基礎自治体である本市は、県の財政力や広域調整機能への依存度が高く、具体的には、県が本市区域で担う海浜の利用調整、漁港施設・農業基盤・広域道路網の整備、急傾斜地等の防災対策事業の縮小に加え、小児医療費助成事業補助金や市町村自治基盤強化総合補助金等の減額・縮小に至った場合、市内経済や市民生活に著しい打撃を受けることは必至である。

また、指定都市への権限や財源の集中は、周辺市町村との格差を拡大させ、都道府県内の自治体が相互に支え合い共存共栄を図るという地方自治の本質的観点からも大きな課題を残すものである。

本市議会としても、時代に即した大都市制度の見直しを含む統治機構の議論自体を否定するものではない。しかし、特別市制度は周辺市町村の行財政運営及び都道府県の広域調整機能の観点から極めて重大な課題を有しており、市民生活を守る立場から、その法制化は容認できるものではない。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月18日

三浦市議会議長 神 田 眞 弓